

－ 行政組織改正の概要（令和 7 年 4 月 1 日） －

1. 基本方針

- 令和 7 年度から令和 16 年度までを計画期間とする次期総合計画で掲げる将来都市像「もっと みんながつながる 笑顔があふれる 元気なまち ～しあわせ実感かかみがはら～」の実現やSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、多様化する市民ニーズや新たな行政需要、重要課題にも的確に対応できる組織体制の構築をめざす。
- 持続可能な行財政運営の確保のため、関連する組織の統合、役割や機能の低下した組織の廃止など、より効率的で効果的な事業展開の推進に向けて、組織を再編する。
- 行政課題の解決にあたっては、単に組織の改正や所管部署のみの立場に捉われ対応するのではなく、その主管となる部署を中心に、組織横断的な連携により取り組み、適正な人員配置など既存の行政資源の有効活用を図る。

2. 主な改正点

■市長公室

- 次期総合計画（前期基本計画）では、「つながり・対話・協働」を推進力として各施策に取り組むとともに、地域コミュニティが抱える課題の解決に向けた体制の強化を図るため、まちづくり推進課の事務分掌を再編するとともに、生活相談係を「生活安全・相談係」に改称する。
- より効率的・効果的な行政運営の観点から、下記のとおり、まちづくり推進課の事務事業を移管する。
 - ①人権・同和対策事務及び男女共同参画事務は、市民の意識向上に向けた「啓発」はもとより「学び」を深めることが重要となっており、効果的かつ統合的に実施するため、生涯学習を所掌する産業活力部いきいき楽習課に移管する。
 - ②空家バンク事業と空家リノベーション事業を一元的、効率的に運用するため、空家対策事務のうち、空家バンク事業を空家の利活用を所掌する都市建設部建築指導課に移管する。

■市民生活部

- 全庁的な債権管理体制を強化するため、税務課に「債権管理指導室」を設置する。

■健康福祉部

- 重層的支援体制の整備、子ども・子育て施策や健康増進施策の推進に一層注力するとともに、地域共生社会の実現に向けて、効率的で効果的な組織体制を強化するため、健康福祉部内の課を再編する。
- 「福祉政策課（地域共生社会推進係・福祉総務係）」は、福祉施策の企画立案、地域共生社会推進の総合調整、部所管施設の工事等を所管する。
- 「生活支援課（寄り添い支援係・生活福祉係）」は、複雑・複合課題（８０５０問題、ひきこもり等）への対応（重層的支援）、生活保護等を所管する。
- 「社会福祉課（給付支援係・障がい福祉係・障がい支援係）」は、各種福祉給付、障がい者の自立支援等を所管する。
- 「高齢介護課（介護保険係・介護認定係・施設指導係・高齢福祉係）」は、介護保険、高齢者の生活支援等を所管する。
- 「こども政策課（こども政策係・幼保支援係・施設指導係）」は、こども・子育て施策の企画立案、保育・幼児教育、保育園・幼稚園の運営指導等を所管する。
- 「こども家庭センター（こども家庭相談係・子育て相談係・母子保健係）」は、家庭児童相談（ＤＶ、虐待、ヤングケアラー等）、妊産婦の相談、母子の保健指導等を所管する。
- 「健康づくり推進課（健康管理係・保健相談係・健康長寿係）」は、予防接種や成人の保健指導、市民の健康増進（フレイル予防等）等を所管する。

■産業活力部

- 市内企業の支援等の効率的な推進を図るため、産業政策課を商工振興課に統合し、同課に、「産業政策係」と「商工労政係」を設置する。
- 地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを推進するため、商工振興課の公共交通政策係を都市建設部都市活力創造課に移管する。
- より効率的・効果的な行政運営の観点から、人権・同和対策事務及び男女共同参画事務を、市長公室まちづくり推進課からいきいき楽習課に移管する。
（※再掲）
- 文化会館の指定管理に伴い、いきいき楽習課の出先機関の位置付けを廃止する。

■都市建設部

- 地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを推進するため、産業活力部商工振興課の公共交通政策係を都市活力創造課に移管する。（※再掲）
- 行政運営のスリム化・効率化を図るため、建築指導課の施設保全係を廃止する。
- より効率的・効果的な行政運営の観点から、市長公室まちづくり推進課が所掌する空家対策事務のうち、空家バンク事業を建築指導課に移管する。（※再掲）

■消防本部

- 担当部署を認識しやすい名称とするため、総務課、同課総務係を「消防総務課」、「消防総務係」にそれぞれ改称する。

■教育委員会事務局

- 新総合体育館・総合運動防災公園の整備や学校建替えを着実に推進する体制を強化するため、教育施設整備推進室と学校施設課を、「教育施設整備推進課」と「教育施設管理課」に再編する。
- 教育施設整備推進課に「新総合体育館整備推進係」、「学校整備推進係」を設置する。
- 教育施設管理課に「管理第一係」、「管理第二係」を設置する。
- かかみがはら支援学校の開校に伴い、新特別支援学校準備係（教育施設整備推進室）は廃止する。
- 担当部署を認識しやすい名称とするため、総務課、同課総務係を「教育総務課」、「教育総務係」にそれぞれ改称する。

3. 組織改正の時期

令和7年4月1日

4. 部課等の状況

	令和7年度	増減	令和6年度
部	10		10
部内室	3	－1	4
課	50		50
課内室	4	－2	6
係	120	－1	121